

○専修大学校友会支部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学校友会会則（以下「会則」という。）第4条第2項の規定に基づき、校友会支部（以下「支部」という。）の設置等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 支部の設置は、各都道府県それぞれの地域に1支部とする。ただし、行政区画その他の事情により2以上の支部を置く必要が生じた場合は、都道府県を単位として支部連合会の形態により組織化することができる。

2 前項の規定にかかわらず、職域別、卒業年次別その他の特殊な区分に応じて支部を設置する必要がある場合は、次条の申請を経て設置することができる。

(申請)

第3条 支部を設置しようとする場合は、当該発起人又は設置委員会等が次の事項を校友会長に願い出て、承認を得なければならない。

(1) 支部名及び支部の地域の内容を記した書類又はこれに代わるもの

(2) 支部規則

(3) 加盟会員及び支部役員の氏名、職業、卒業年次、出身学部学科、現住所等を記載した名簿

(4) 設置経過報告書及び設置申請書

(5) その他校友会本部（以下、「本部」という。）が必要とする書類

(会員資格)

第4条 支部の加盟会員は、会則第5条に規定する者でなければならない。

(会員数)

第5条 支部の会員数は、20名以上とする。ただし、状況により会長が認めた場合は、この限りでない。

(支部役員)

第6条 支部には、当該地域在住の支部長の他5名以上の支部役員を置く。

(支部の事務所)

第7条 支部の事務所は、一定の場所に定め、支部規則、支部会員名簿、支部会計帳簿その他関係書類を備えるものとする。

(運営等の報告)

第8条 支部長は、原則として毎年1月末日までに支部長及び支部役員の氏名、支部運営の状況等について、文書をもって本部に報告するものとする。

(異動事項等の報告)

第9条 支部長は、本部との連絡を密にし、支部の統廃合、支部規則の改廃、役員の交替、会員の異動、支部総会等の開催その他の重要事項については、その都度速やかに報告しなければならない。

(代議員候補者の推薦)

第 10 条 支部長は、役員選任規程に基づき、支部会員（代議員の地位に就いている者を除く。）のうちから代議員候補者を選出し、本部に推薦することができる。

(会費の徴収)

第 11 条 支部は、必要に応じて支部の運営に係る会費を徴収することができる。

(規程の遵守)

第 12 条 支部は、会則及びこの規程を遵守しなければならない。

2 支部が会則又はこの規程に反するときは、支部としての承認を取消することができる。

(規程の運用)

第 13 条 第 2 条に規定する支部連合会及び職域支部等については、この規程を準用する。

(事務所所在地の特例)

第 14 条 前条の規定にかかわらず、支部連合会及び職域支部等の事務所は、本部の承認を得た後、便宜の地におくことができる。

(支部連合会役員)

第 15 条 支部連合会の役員は、当該都道府県別傘下組織の支部長会において協議し、決定するものとする。

(支部設置基準に達しない団体)

第 16 条 支部の設置基準に達しない校友の団体については、本部は支部に準じ、その育成に助力する。

(規定の改廃)

第 17 条 この規程は、本部又は支部の発議により代議員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって改廃することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 39 年 10 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、すでにこの会の支部として認めたものは、当然支部とするも昭和 39 年 11 月末日までに再編成の上、この規程による所定の届出を行わなければならない。

附 則

この規程は、平成 2 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 17 年 5 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、支部として認めたものは、この規程による支部とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 5 月 17 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、支部として認めたものは、この規程による支部とする。